

環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度について

経済産業省・国土交通省より、新車購入時の補助金制度として、5月29日に平成21年度補正予算が成立したことを受け、6月19日より補助金の申請受付を開始する旨等の連絡がありましたのでお知らせします。なお、補助金は4月10日に遡って適用されます。

なお、制度の詳細については国土交通省自動車交通局のホームページ

[環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度について\(2009/06/02\)](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000008.html)

【http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000008.html】

に掲載されています。

補助制度について

4月10日に発表された経済危機対策を受け、環境性能の良い新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現するべく、環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度が実施されます。

制度の趣旨

◇環境性能の良い新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現することを目指しています。

補助対象車と補助金額について

◇古い車を廃車して一定の環境性能を有する車を購入する場合、または古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた車を購入する場合に補助金が交付されます。

概要

◇乗用車（登録車・軽自動車）及び重量車（トラック・バス等）について、以下の対策を実施。

[1] 経年車の廃車を伴う新車購入補助

最初の登録等から13年に達した古い車を廃車して、一定の環境性能を有する新車を購入する者に対する補助

<乗用車> （登録車・軽自動車）

要件	登録車	軽自動車
車齢13年超車から平成22年度燃費基準達成車へ	25万円	12.5万円

<重量車> （トラック・バス等）

要件	小型(GVW3.5t クラス)	中型(GVW8t クラス)	大型(GVW12t クラス)
車齢13年超車から新長期規制適合車へ	40万円	80万円	180万円

[2] 新車購入補助（経年車を廃車しない場合）

古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた新車を購入する者に対する補助

<乗用車> （登録車・軽自動車）

要件	登録車	軽自動車
排気ガス性能 4☆かつ平成22年度燃費基準+15%以上	10万円	5万円

<重量車> （トラック・バス等）

要件	小型(GVW3.5tクラス)	中型(GVW8tクラス)	大型(GVW12tクラス)
平成27年度燃費基準達成車かつNOx又はPM+10%低減	20万円	40万円	90万円

◆平成21年4月10日にさかのぼって適用されます。

お問い合わせ先

【補助実施機関】

◇乗用車・重量車（自家用）

次世代自動車振興センター TEL 03-3434-3680

◇事業用バス・トラック等

国土交通省自動車交通局総務課企画室 TEL 03-5253-8563

**旅客自動車運送事業の用に供するため座席間隙、扉開放方法表示に
係る変更のみがなされた乗用車の取り扱いについて**

型式指定を受けた乗用車を、旅客自動車運送事業の用に供するための取り扱いについて、国土交通省より通達がありましたのでお知らせします。

なお、本取り扱いを受ける自動車は、燃費基準等一定条件を満たしていれば重量税等の減免措置対象車両として扱われます。

【概要】

1. 対象車両

型式指定を受けた乗用車を平成21年5月1日以降に旅客自動車として新規検査、予備検査及び自家用から事業用への変更に係る構造等変更検査を受検する車両

2. 対象車両の条件

①道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第77条第4項第1号、第155条第4項第1号
または第233条第4項第1号の座席間隙に係る変更

②道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第77条第4項第2号、第155条第4項第2号
または第233条第4項第2号の扉開放方法の表示に係る変更

上記①、②の一方または双方の変更が行われた車両

【対象外となる車両】

- ・完成検査終了証の交付を受けていない乗用車（注：型式指定乗用車以外の乗用車）
- ・既に自動車検査証の交付を受けたことがある乗用車であって当該自動車検査証の型式指定番号及び類別区分番号の欄に記載がないもの

3. 対象車両の確認

上記「2. 対象車両の条件」以外の変更が行われていないことの確認は、新規検査等の際に、使用者から（新車新規検査または新規予備検査用）または（一時末梢登録された自動車の新規検査若しくは予備検査または構造変更等変更検査用）の申告書兼確認申請書の提出にて行われる。

4. 交付される自動車検査証の記載事項

- ・「指定番号」及び「類別区分番号」は備考欄に記載される。
- ・受検車両の燃費基準達成レベルが備考欄に記載される。
- ・重量税減免措置済みの旨が備考欄に記載されている。

（参考）参照条文

※道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

第77条

4 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、第1項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm（当該座席が前方の座席と向かい合っているものにあっては、400mm）以上であること。

(2) 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。

（第155条第4項第1号及び第233条第4項第1号並びに第155条第4項第2号及び第233条第4項第2号も、それぞれ第77条第1号、第2号に同じ。）

平成21年度版「安全なクルマの選び方BOOK (自動車アセスメント)」パンフレット配布について

国土交通省では自動車事故対策機構（独立行政法人）の協力のもとに、自動車ユーザーに安全意識を高めていただくとともに、より安全な自動車の普及を図るために、現在市販されている自動車の安全性能について試験などにより評価を行い、その結果を「自動車アセスメント」としてとりまとめて公表しております。昨年に引き続き、自動車アセスメント情報をより多くのユーザーに周知をはかるために、自動車事故対策機構より標記「安全なクルマの選び方BOOK(自動車アセスメント)」パンフレットが届きましたので配布します。

経営委員会が開催されました

- ◇日 時 平成21年6月2日(火) 13:30~15:30
◇場 所 振興会 会議室
◇出席者 清水委員長、渡辺副委員長、五味(公)委員、麻川委員、
保坂委員、高部委員、堀田委員、五味(信)委員
◇協議事項 (1) 経営委員会規約等の確認
(2) 本年度の経営委員会取り組み事項について
1) 入庫促進来店頻度の向上(車検点検整備の促進)
2) 社会貢献事業の実施
3) 事業場の環境対策の促進

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
5月12日(火) 13:30~ 16:00	北杜市 白州町 (地方整備 局敷地内)	運輸支局 独立行政法人 峡北支部 振興会	4名 2名 8名 2名
			総検査車両数 142台 不良車両数 19台 内整備命令 2台 口頭警告 17台 車検切れ 0台

※峡北支部の皆様、ご協力ありがとうございました。